

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人戸所仁治の上告趣意のうち、憲法三八条一項違反をいう点は、道路交通法七二条一項後段の規定は、刑事責任を問われる虞のある事故の原因その他の事項までも報告すべきものとしているのではないから、その前提を欠き、その余の点は、事実誤認、量刑不当の主張であつて、すべて刑訴法四〇五条の上告理由にあたらぬい。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五一年一月二〇日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	岸	上	康	夫
裁判官	藤	林	益	三
裁判官	下	田	武	三
裁判官	岸		盛	一
裁判官	団	藤	重	光